

別表3

第3条第3号及び第4号に係る市民バス利用料（村松～牧～大蒲原～加茂）

（単位：円）

指定停留所	幸 町 旭 町		葵 橋 本 町 穀 町 駅前通 青海通 加茂小学 校前 加茂病院 前	諏訪橋 栄 橋 五番町 旭 橋 大 橋	八幡橋 秋房入口	秋 房	猿毛橋		大橋々際 差 合		上長谷			金割鉾泉		枳 林	下大蒲原 下大公民 館 上大公民 館 諏訪下		南田中 かみ上野		庚 塚	春日町	村松駅 仲 町 城 町 上 町 (村松)
	市役所前	寿 町	加茂駅前	上 町	若宮町	桜 沢	狭 口	元狭口	善作前	下黒水	長 谷	冬鳥越	土 倉	高松入口	高 松	牧	上大蒲原	中 島	大蒲原小 学 校 前	青 橋	中野橋	西村松	下 町
市役所前		150	150	190	220	270	300	330	360	400	450	490	510	530	560	600	600	600	640	670	690	730	760
寿 町			150	150	180	230	250	290	330	370	420	460	480	500	530	570	570	570	610	640	660	700	730
加茂駅前				150	150	210	230	270	310	340	390	430	450	470	510	560	560	560	590	630	650	690	720
上 町					150	170	190	230	270	310	360	400	420	430	480	530	530	530	560	600	620	660	700
若宮町						150	150	200	240	280	330	370	390	410	460	500	500	500	540	570	600	640	670
桜 沢							150	150	190	230	280	320	340	360	410	470	470	470	500	540	560	600	640
狭 口								150	150	200	250	300	320	340	390	440	440	440	480	520	540	580	620
元狭口									150	160	220	260	290	300	360	410	410	410	450	490	510	550	600
善作前										150	180	220	250	270	320	380	380	380	420	460	480	530	570
下黒水											150	180	210	240	280	340	340	340	380	420	450	500	540
長 谷												150	150	190	230	300	300	300	340	380	410	460	500
冬鳥越													150	150	190	250	250	250	300	340	360	420	460
土 倉														150	150	220	220	220	270	310	340	390	440
高松入口															150	170	170	170	220	270	300	350	400
高 松																150	170	170	190	240	270	330	380
牧																	170	170	170	220	240	300	350
上大蒲原																		150	180	220	250	310	360
中 島																			150	170	200	260	310
大蒲原小 学 校 前																				150	150	220	270
青 橋																					150	170	230
中野橋																						150	200
西村松																							150
回数券利用料	11回の乗車につき普通利用料10回分に相当する額																						
通勤定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の50%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額																						
通学定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の30%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額																						
備考	1 幼児（未就学児をいう。）が乗車するときは、大人（中学生以上の者をいう。）が随伴するものとし、幼児の利用料は無料とする。 2 小学生の利用料は、表中料金の半額とし、10円未満の端数は切り上げる。 3 障害者が手帳を提示した場合は、当該障害者及び介助者の利用料は無料とする。																						